

特許法

「取り下げ」

特許出願	36-2⑤	前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の第二項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する期間の経過の時に取り下げられたものとみなす。
	38-5	仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。
明細書又は図面について補	38-4	第二項の補完をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第三項の規定により提出した明細書等補完書を取り下げることができる
国内優先権先の出願	42①	前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。
	42②	前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。
	42③	前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。
出願審査の請求	48-3③	出願審査の請求は、取り下げることができない
	48-3④	第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。
	48-3⑤	前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。
出願公開の請求	64-2②	出願公開の請求は、取り下げることができない
特許異議の申立て	120-4①	次条第一項(120条の5第1項 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。)の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。
先の訂正の請求(異議申立)	120-5⑦	第二項の訂正の請求がされた場合において、その特許異議申立事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。
	120-5⑧	第二項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。 この場合において、第二項の訂正の請求を第三項又は第四項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。 →17条の5第3項は、訂正審判の請求人は、156条1項の通知(審理終結通知)がある前に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書等について、補正をすることができる。
先の訂正の請求(無効審判)	134-2⑥	第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。
	134-2⑦	第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第二項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。 この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。
	134-2⑧	第一百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。
審判の請求の取下げ	155①	審決が確定するまでは、取り下げることができる。(拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判)
	155②	134①の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

	155③	二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。
外特の翻訳文	184-4④	国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす
	184-4⑤	前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
「却下」		
特許庁長官の却下		13条4項(代理人の改任等)→却下することができる 18条1項2項(手続きの却下)→却下することができる 18条の2第1項(不適法な手続きの却下)→却下するものとする 38条の2第8項(特許出願の日の認定)→補完命令の指定期間内に手続きを補完しない場合は、特許出願を却下することができる 184条の5(書面の提出及び補正命令)→当該国際特許出願を却下することができる
審査官の決定却下		53条1項(補正の却下)→却下しなければならない / 前置審査において特許をすべき旨の査定ができないときは、却下の決定をしてはならない
裁判所の却下		104条の3第2項(主張の制限)→前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。 105条の4第5項→秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
審判長の却下		133条第3項(方式に違反した場合の決定による却下)→(審判請求書)却下することができる 133条の2(不適法な手続きの却下)→審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものについては、決定をもつてその手続を却下することができる。
審判合議体の却下		135条(不適法な審判請求の審決による却下)→審決をもつてこれを却下することができる
「補正」		
手続の補正	17①	手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書、第四十一条第四項若しくは第四十三条第一項（第四十三条の二第二項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は第二百十条の五第二項若しくは第二百三十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。
願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	17-2	特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。
要約書の補正	17-3	特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

優先権主張書面の補正	17-4	第四十一条第一項又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三条第一項（第四十三条の二第二項（第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をすることができる。
訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	17-5①	特許権者は、第二百十条の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
	17-5②	特許無効審判の被請求人は、第三百三十四条第一項若しくは第二項、第三百三十四条の二第五項、第三百三十四条の三、第五百三十三條第二項又は第三百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
	17-5③	訂正審判の請求人は、第五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
特許異議申立書	115②	前項の規定により提出した特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第十三条に規定する期間が経過する時又は第二百十条の五第一項の規定による通知がある時のいずれか早い時までにした前項第三号に掲げる事項についてする補正は、この限りでない。
審判請求書の補正	131-2①	第三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
	131-2②	審判長は、特許無効審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。
	133①	審判長は、請求書が第三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。
	184-5②	(書面の提出及び補正命令)特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
	184-7	日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正 日本語特許出願の出願人は、条約第十九条（1）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（1）の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。
	184-8	条約第三十四条に基づく補正 国際特許出願の出願人は、条約第三十四条（2）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条（2）（b）の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。
	184-12	補正の特例
	193②3	特許公報 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。）

9条(委任代理人が特別の授権がなければできないこと)	14条(共同出願、単独ではできないこと)
特許出願の変更、放棄若しくは取下げ	特許出願の変更、放棄及び取下げ、
特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ	特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、
請求、申請若しくは申立ての取下げ	請求、申請又は申立ての取下げ、
第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、	第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、
第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、	→なし。特許出願は共同である必要があるので、事実上46の2はできない
出願公開の請求、	出願公開の請求
拒絶査定不服審判の請求、	拒絶査定不服審判の請求
特許権の放棄	→なし。その人だけ放棄すればいいから
復代理人の選任	→なし。代理人に関する規定ではない。